

## 様式2

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	防災局消防保安課
契約締結年月日	令和6年1月12日
契約者名	一般社団法人 山梨県バス協会
契約名	令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊（山梨県大隊）第2次隊の輸送に伴うバス賃貸借契約
契約金額 (税込み)	1, 749, 805円
随意契約理由	<p>令和6年1月1日に発生した地震において、大規模な被害が生じていることに伴い、消防組織法第44条【非常事態における消防庁長官等の措置要求等】に基づき、1月8日付けで消防庁長官より、県内消防本部から構成される緊急消防援助隊（山梨県大隊）の出動が指示された。</p> <p>これに伴い、1月9日より、緊急消防援助隊（山梨県大隊）の第1次隊が各本部で指定されている救急車両等により現地へ出発をしている。</p> <p>今回、第2次隊の出動が決まったことに伴い、県として、「緊急消防援助隊山梨県応援等実施計画」第5章後方支援活動（後方支援本部の設置）第24（8）「交替要員及び増援隊の派遣に関する調整」に基づき、交代要員の輸送のため、バスの借上を行う必要が生じている。</p> <p>本業務は、今回の発災に伴い、1月8日付けの消防庁長官の指示により生じた業務であり、かつ2次隊の出動については、その後の調整の結果決定している。また、第1次隊との交代要員としての輸送となるため、出発日が1月12日でなければならないが、業務開始時期までに競争入札対応等により業務実施業者を決定することは、準備期間が短く不可能であり、同日に交代要員の派遣ができず、目的が達成できない。緊急の必要により競争入札に付することができないので、随意契約とする。</p> <p>また、本業務の実施のためには、短期間にバスの手配・調整が可能であり、かつ県内の多数のバス事業者とのネット</p>

	トワークを持つ組織に業務を依頼する必要がある。(一社)山梨県バス協会は、全県下におけるバス事業者に対する指導等を通じて、会社規模や地域の実情に応じた配置、関係社との調整などを行うことができる。また、県と(一社)山梨県バス協会は、「災害時における緊急輸送等に関する協定書」を取り交わしており、協力体制が構築されている等の事情からも本事業を実施可能な団体は他にないことから、見積合わせを省略することとする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 財務規則第137条3項